

赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会の会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱第8条の規定に基づき、赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会の会議（以下「会議」という。）運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催の周知)

第2条 会議の開催は、決定後速やかにホームページ等により周知するものとする。

(会議の議事)

第3条 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開する。ただし、出席委員の過半数以上の賛同がある場合は、非公開にすることができる。

(会議録)

第5条 委員長は、委員の承認を得て、議事概要を公開する。ただし、公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると委員長が認める場合は、非公開の取扱いをすることができる。

(補則)

第6条 この要領に定めのない事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。